

平成 29 年 4 月分からの年金額について

平成 29 年 4 月分（6 月 15 日支払分※1）からの年金額は、法律の規定により、平成 28 年度から 0.1%の引下げとなります。

また、平成 29 年度の在職老齢年金（※2）に関して、60 歳台前半（60 歳～64 歳）の支給停止調整変更額と、60 歳台後半（65 歳～69 歳）と 70 歳以降の支給停止調整額については、法律に基づき以下のとおり 46 万円に改定されます。

なお、60 歳台前半の支給停止調整開始額（28 万円）については変更ありません。

	平成 28 年度	平成 29 年度
60 歳台前半（60 歳～64 歳）の支給停止調整開始額	28 万円	28 万円
60 歳台前半（60 歳～64 歳）の支給停止調整変更額	47 万円	46 万円
60 歳台後半（65 歳～69 歳）と 70 歳以降の支給停止調整額	47 万円	46 万円

※1 平成 29 年 5 月分以降の年金が全額支給停止となる方などについては、5 月 15 日にお支払いします。在職老齢年金の支給停止基準額が平成 29 年 4 月 1 日より変更になりました

在職中に受ける老齢厚生年金（在職老齢年金）を受給されている方の年金額は、受給されている老齢厚生年金の月額と総報酬月額相当額により、年金額が調整されます。平成 29 年 4 月 1 日より年金の支給停止の基準となる額が変更になりました。

<変更内容>

60 歳から 64 歳までの方の

支給停止調整変更額

47 万円⇒46 万円へ変更

（28 万円の支給停止調整開始額については変更ありません）

65 歳以上の方の

支給停止調整額

47 万円⇒46 万円へ変更

平成 29 年 4 月変更後の詳しい計算方法は下記のとおりです。

60 歳から 64 歳までの在職老齢年金のしくみ

65 歳未満で在職し厚生年金の被保険者となっている場合、標準報酬相当額に応じて年金額が支給停止となる場合があります。

- 1.在職中であっても総報酬月額相当額と老齢厚生年金の月額合計が 28 万円に達するまでは年金の全額を支給します。
- 2.総報酬月額相当額と老齢厚生年金の月額合計が 28 万円を上回る場合は、総報酬月額相当額の増加 2 に対し、年金額 1 を停止します。
- 3.総報酬月額相当額が 46 万円を超える場合は、さらに総報酬月額相当額が増加した分だけ年金を支給停止します。

支給停止額の計算の基礎となる「28 万円」及び「46 万円」については、それぞれ「支給停止調整開始額」及び「支給停止調整変更額」と呼ばれ、賃金や物価の変更に応じて毎年見直されます。

基本月額、加給年金額を除いた特別支給の老齢厚生年金の月額

総報酬月額相当額は、

(その月の標準報酬月額)+(直近 1 年間の標準賞与額の合計)÷12

基本月額と総報酬月額相当額

計算方法

(在職老齢年金制度による調整後の年金支給月額=)

基本月額と総報酬月額相当額の合計額が

28 万円以下の場合 全額支給

総報酬月額相当額が 46 万円以下で基本月額が

28 万円以下の場合 基本月額・(総報酬月額相当額+基本月額-28 万円) ÷2

総報酬月額相当額が 46 万円以下で基本月額が

28 万円超の場合 基本月額-総報酬月額相当額÷2

総報酬月額相当額が 46 万円超で基本月額が

28 万円以下の場合 基本月額・{(46 万円+基本月額-28 万円) ÷2+(総報酬月額相当額-46 万円)}

総報酬月額相当額が 46 万円超で基本月額が

28 万円超の場合 基本月額-{46 万円÷2+(総報酬月額相当額-46 万円)}

厚生年金基金に加入している期間がある場合は、厚生年金基金に加入しなかったと仮定して計算した老齢厚生年金の年金額をもとに基本月額を算出します。

老齢厚生年金の支給額が全額停止の場合は、加給年金も受けられなくなります。

65 歳以上の在職老齢年金のしくみ

65 歳以上 70 歳未満の方が厚生年金保険の被保険者であるときに、65 歳から支給される老齢厚生年金は、総報酬月額相当額に応じて在職中による支給停止が行われます。

なお、平成 19 年 4 月以降に 70 歳に達した方が、70 歳以降も厚生年金適用事業所に勤務されている場合は、厚生年金保険の被保険者ではありませんが、65 歳以上の方と同様の在職中による支給停止が行われます。

基本月額、加給年金額を除いた老齢厚生年金(報酬比例部分)の月額
総報酬月額相当額は、
(その月の標準報酬月額)+(直近1年間の標準賞与額の合計)÷12

基本月額と総報酬月額相当額

計算方法

(在職老齢年金制度による調整後の年金支給月額=)

基本月額と総報酬月額相当額と合計が

46万円以下の場合 全額支給

基本月額と総報酬月額相当額との合計が

46万円を超える場合 基本月額-(基本月額+総報酬月額相当額-47万円)÷2

厚生年金基金に加入している期間がある場合は、厚生年金基金に加入しなかったと仮定して計算した老齢厚生年金の年金額をもとに基本月額を算出します。

老齢厚生年金の支給額が全額停止の場合は、加給年金も受けられなくなります。

Q. 平成29年4月分からの年金額のお知らせは、いつ送付されますか。

A お答えします

改定後の年金額については、年金額改定通知書でお知らせします。

年金額改定通知書については、平成29年6月15日の支払いに向けて、原則として、年金振込通知書と一体になった統合通知書(ハガキ※)で、平成29年5月31日から平成29年6月7日の期間に、順次、お客様に送付します。

また、平成29年4月以降分の年金額が在職中で支給停止となる方など、平成29年5月15日に平成29年4月分の年金額をお支払する方へは、平成29年5月1日に送付します。

※2つ以上の年金を受けている方など、2枚以上の通知書でお知らせする年金受給者の方へは、封書で送付します。

Q. なぜ、平成29年4月分からの年金額が、改定前の年金額と比較して引き下げ幅が0.1%となっていないのですか。

A お答えします

平成29年4月分からの年金額については、付加年金に物価変動率による改定がないこと、厚生年金基金から年金を受けている方の改定ルールなどにより、平成29年3月分までの年金額を0.1%引き下げた額と必ずしも一致するものではありません。

また、厚生年金の報酬比例部分について、下記の方は、0.1%とは異なる引き下げ幅となる場合があります。

厚生年金保険の被保険者期間が直近の期間のみの方は、当該被保険者期間の平均標準報酬額に乗じる再評価率が、他の被保険者期間に係る再評価率と異なるため、0.1%よりも下回る引き下げ幅となる場合があります。

なお、法律で定める年金額計算における端数処理により、年金額の引き下げ率が0.1%とならな

い場合があります。

(参考)

国民年金法第 17 条、厚生年金保険法第 35 条抜粋

「年金給付の額に 50 千未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数が生じたときはこれを 1 円に切り上げるものとする。」

Q. 今回の物価変動率により、平成 29 年 4 月分からの老齢基礎年金の金額はどのような計算が行われるのですか。

A お答えします

平成 29 年 4 月分からの満額の老齢基礎年金は、平成 16 年改正後の規定に定める額(780,900 円)に「平成 29 年度の政令で定める改定率 (0.998)」を乗じて算出した 779,300 円となります。

<平成 29 年 4 月分からの満額の老齢基礎年金の計算式>

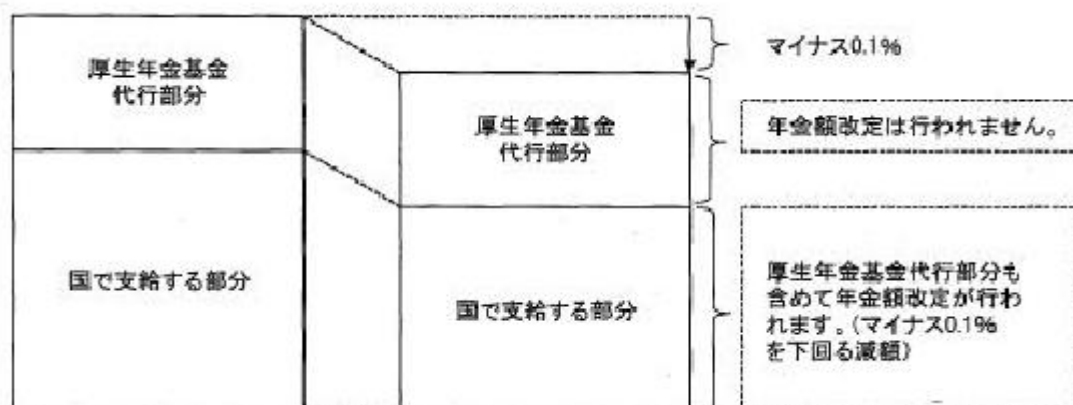
$$\begin{array}{rcccl} 780,900\text{円} & \times & 0.998 \text{ ※} & = & 779,300\text{円} \\ \text{平成16年改正後の} & & \text{平成29年度の} & & \\ \text{規定に定める額} & & \text{政令で定める改定率} & & \text{年金額} \end{array}$$

※ 平成29年度の政令で定める改定率 (0.998)
= 0.999(平成28年度の政令で定める改定率) × 0.999(平成28年の物価変動率)

Q. 厚生年金基金から年金を受けていますが、国から受けている年金額はどのようになりますか。

A お答えします

厚生年金基金から年金を受けている方の年金額については、国(日本年金機構)からお支払いする年金額と厚生年金基金からお支払いする代行部分の年金額との合計額となります。平成 29 年 4 月分からの年金額については、平成 29 年 3 月分までの年金額と比較して、この合計額からおおよそ 0.1%引き下げられますが、厚生年金基金の代行部分については、物価・賃金の変動による改定およびマクロ経済スライドによる調整が行われないため、厚生年金基金の代行部分にかかる引き下げ分は、国からお支払いする年金額に含まれることとなります。



※引き下げ幅の合計については、厚生年金基金から年金を受けられていない方と変わりません。

Q. 厚生年金の報酬比例部分について、引き下げ率が 0.1% を下回る人がいるのはなぜですか。

A お答えします

厚生年金の報酬比例部分を計算する際に用いる平均標準報酬（月）額は、現在価値に置き換えるために、被保険者期間ごとに再評価率を乗じた上で、年金額計算を行っています。この再評価率は、被保険者期間ごとに毎年度改定されますが、直近の年度（平成 29 年度から平成 26 年度）に属する被保険者期間の再評価率は、以下の理由により、他の被保険者期間の再評価率とは異なる率で改定されます。

再評価率の改定に用いる実質賃金変動率は 3 年度前（2～4 年度前の平均）のものであるため、直近の年度には反映しないこと等によります。

このため、平成 29 年 4 月分からの年金額において、厚生年金保険の被保険者期間が直近の期間のみの方は、当該被保険者期間にかかる再評価率の引き下げ率が 0.1% を下回る場合があります。

Q. いつの振込分から、改定後の年金額となりますか。

A お答えします

改定後の年金については、平成 29 年 6 月（4 月分、5 月分）からのお支払いとなります。

また、平成 29 年 5 月分以降の年金が支給停止となる方などについては、平成 29 年 5 月（4 月分）にお支払いすることになります。

Q. なぜ、平成 29 年 4 月分からの年金額が下がったのですか。

A お答えします

公的年金の年金額は、物価・賃金の変動に応じて年度ごとに改定が行われますが、法律上、物価変動率、名目手取り賃金変動率がともにマイナスで、名目手取り賃金変動率が物価変動率を下回る場合、年金を受給し始める際の年金額（新規裁定年金）、受給中の年金額（既裁定年金）ともに、物価変動率によって改定することとされています。

平成 29 年度の年金額は、名目手取り賃金変動率（マイナス 1.1%）が物価変動率（マイナス 0.1%）よりも下回ったため、物価変動率（マイナス 0.1%）によって改定されます。

なお、現役世代人口の減少等を考慮した[マクロ経済スライド](#)（マイナス 0.5%）による年金額調整は行われません。

Q. 賃金や物価の上昇率が小さい場合でもマクロ経済スライドは行われるのですか。

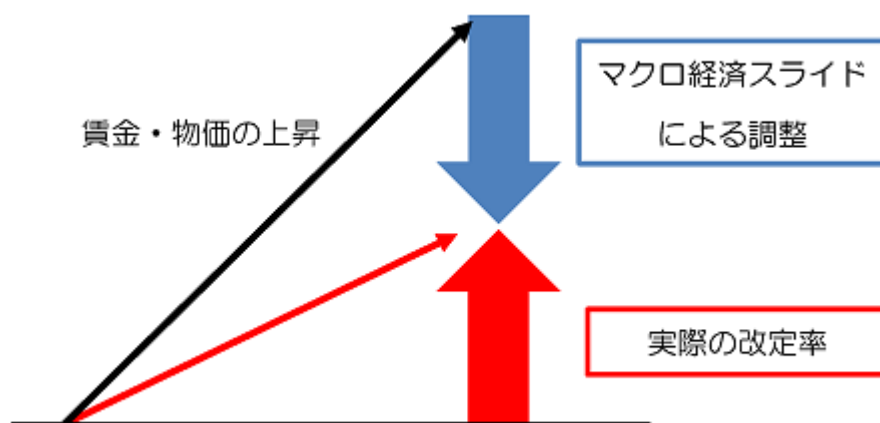
A お答えします

マクロ経済スライドによる調整は、ある程度賃金や物価が上昇した場合にはそのまま適用されますが、賃金や物価の伸びが小さく、適用すると年金額が下がってしまう場合には、調整は年金額の伸びがゼロになるまでにとどめます（この場合、結果として年金額の改定は行われません）。

また、賃金や物価の伸びがマイナスの場合は調整を行わず、賃金や物価の下落分のみ年金額を下げることにあります。

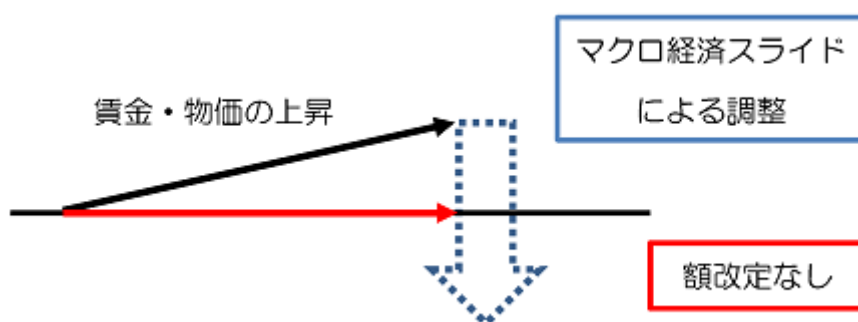
〔賃金・物価の上昇率が大きい場合〕

マクロ経済スライドによる調整が行われ、年金額の上昇については、調整率の分だけ抑制されます。



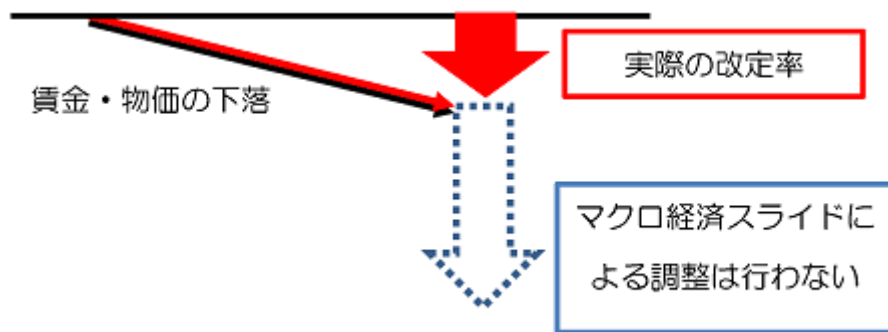
〔賃金・物価の上昇率が小さい場合〕

賃金・物価の上昇率が小さく、マクロ経済スライドによる調整を適用すると年金額がマイナスになってしまう場合は、年金額の改定は行われません。



〔賃金・物価が下落した場合〕

賃金・物価が下落した場合、マクロ経済スライドによる調整は行われません。結果として、年金額は賃金・物価の下落分のみ引き下げられます。



Q. マクロ経済スライドとはどのようなものですか。

A お答えします

賃金や物価の改定率を調整して、緩やかに年金の給付水準を調整する仕組みです。この仕組みは平成 16 年の年金制度改正によって導入されたものであり、将来の現役世代の負担が過重なものとならないよう、最終的な負担（保険料）の水準を定め、その中で保険料等の収入と年金の給付水準を調整することになりました。

具体的には、賃金・物価による改定率から、現役 of 被保険者の減少と平均余命の伸びに応じて算出した「スライド調整率」を差し引くことによって年金の給付水準を調整します。